4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、河道が狭小なことなどから流下能力が低く、河川のはん濫による水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図り、河道配分流量を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、熊本市長を会長とする白川改修・立野ダム建設促進期成会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　熊本県熊本市役所

○海上保安庁告示第百九十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年九月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　国土交通省国土地理院　茨城県つくば市北郷一番

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　宮城県石巻市小竹浜地先、同市生草島、宮城県東松島市木の島、同市田ノ尻地先を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

(ロ)　宮城県東松島市田ノ尻地先、同市木の島、宮城県亘理郡山元町坂元地先から東の方向へ二千メートルの地点、同町坂元地先を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

(ハ)　宮城県亘理郡山元町坂元地先、同町坂元地先から東の方向に二千メートルの地点、相馬市磯部地先から東の方向へ二千メートルの地点、同市磯部地先を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

ロ　期間　平成二十三年九月五日から平成二十三年十一月十一日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第三十五号（平成二十三年九月二日発行）

○環境省告示第五十八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、平成二十三年九月五日付けをもって次の保護増殖事業を認定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月五日

環境大臣　細野　豪志

一　認定を受けた保護増殖事業を行う者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

新潟県新潟市西区五十嵐二の町八〇五〇

国立大学法人新潟大学

学長　下條　文武

二　認定を受けた保護増殖事業の事業計画

イ　事業計画の名称

トキ保護増殖事業計画

ロ　事業計画の区域

新潟県佐渡市

ハ　事業計画の期間

平成二十三年九月五日から平成三十三年九月五日まで

ニ　事業計画の概要

(一)　放鳥トキのモニタリング

(二)　死亡個体の精査

(三)　飼育個体の遺伝情報解析

(四)　トキの生息環境整備技術の確立

(五)　普及啓発活動

(六)　関係機関との連携

○中部地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月五日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安城市高棚町井池六〇番一から同市高棚町茨池一八〇番まで	前	四〇・〇〇～五三・〇〇メートル	〇・一三九キロメートル
	後	四〇・〇〇～五〇・〇〇メートル	〇・一三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	安城市榎前町井杭山二四五番一から刈谷市野田町新田六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月五日

○近畿地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香芝市下田西二丁目三四九番一から同市下田西一丁目一八一番四まで	前	五・六九～一七・九八メートル	〇・一七五キロメートル
	後	一一・一二～一八・九二メートル	〇・一七五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十五号	香芝市下田西二丁目三四九番一から同市下田西一丁目一八一番四まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月五日